



発行 東京都

目次

71

規則

○都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則………（総務局行政部政課）

規則

都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年八月十二日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二百一十号

都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則

正する規則

都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例施行規則（昭和五十年東京都規則第八十二号）の一部を次のように改正する。

題名中「都と特別区及び」を「都及び特別区並びに」に改める。

第四条第一項の表被保護者数の項数値の算定の方法の欄中「並びに同法第七十三条」

を「並びに同条」に、「厚生省報告例（昭和四十七年厚生省令第十四号）の規定に基づく調査」を「統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第七項に規定する一般統計調

査として調査した被保護者調査の」に改め、同表区立保育所入所児童数の項数値の算定

の方法の欄中「保育所」の下に「（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園（以下「認定こども園」という。）を除く。）を加え、同表私立保育所入所児童数の項数値の算定の方法の欄中「私立保育所」の下に「（認定こども園を除く。）」を加え、同表事業所数の項数値の算定の基礎の欄を次のように改める。

経済センサス活動調査規則（平成二十三年

総務省・経済産業省令第一号）の規定による

調査の結果による最近の当該特別区の区域内

の従業者二十人未満の卸売業・小売業事業所

の数並びに飲食店及び持ち帰り・配達飲食サ

ービス業事業所の数並びに従業者二百人未満

の製造業事業所の数

第四条第一項の表事業所数の項数値の算定の方法の欄中「経済センサス基礎調査規則

の規定により調査した平成二十一年七月一日現在における当該特別区の区域内の従業者

二十人未満の卸売業・小売業事業所の数及び従業者二百人未満の製造業事業所の数並び

に」を削り、「平成二十四年二月一日現在における当該特別区の区域内の」の下に「従

業者二十人未満の卸売業・小売業事業所の数並びに」を、「持ち帰り・配達飲食サービ

ス業事業所の数」の下に「並びに従業者二百人未満の製造業事業所の数」を加え、同表

児童数の項数値の算定の基礎の欄1中「小学校」の下に「及び義務教育学校の前期課

程」を加え、同項数値の算定の方法の欄中「小学校」の下に「及び義務教育学校の前期

課程」を加え、「及び」を「並びに」に改め、同表小学校費に係る学級数の項数値の算

定の基礎の欄中「特別区立の小学校」の下に「及び義務教育学校の前期課程」を加え、

同項数値の算定の方法の欄中「特別区立の小学校」の下に「及び義務教育学校の前期課

程」を加え、「の学級の数及び」を「の学級の数並びに」に改め、同表小学校費に係る

学校数の項中「特別区立の小学校」の下に「及び義務教育学校」を加え、同表生徒数の

項中「中学校」の下に「、義務教育学校の後期課程」を加え、同表中学校費に係る学級

数の項数値の算定の基礎の欄1中「中学校」の下に「、義務教育学校の後期課程」を加

え、同欄3中「中学校」の下に、「義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程」を加え、同項数値の算定の方法の欄中「調査した当該特別区立の中学校」の下に、「義務教育学校の後期課程」を加え、「の学級の数及び」を「の学級の数並びに」に改め、「編成された当該特別区立の中学校」の下に、「義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程」を加え、同表中学校費に係る学校数の項中「特別区立の中学校」の下に、「義務教育学校」を加え、同表児童生徒数の項中「小学校」の下に「及び義務教育学校の前期課程」を、「中学校」の下に、「義務教育学校の後期課程」を加え、同表稚園数の項中「ただし、」及び「数から、」の下に「認定こども園及び」を加え、同表年度支払額の項数値の算定の基礎の欄1中「平成二十三年度特別区都市計画交付金交付要綱(平成二十三年九月二十二日二十三総行区第二百三十三号総務局長決定)」、「を削り、及び平成二十六年特別区都市計画交付金交付要綱」を、「平成二十六年特別区都市計画交付金交付要綱」に、「により交付」を「及び平成二十七年特別区都市計画交付金交付要綱(平成二十八年一月八日二十七総行区第二百四十号総務局長決定)により交付」に改め、同欄2中「中学校の敷地」の下に、「義務教育学校の敷地」を加え、同欄中4を削り、5を4とし、6を5とし、7を6とし、8を削り、同項数値の算定の方法の欄中「から8まで」を「から6まで」に改め、同表園児数の項中「幼稚園」の下に「(認定こども園を除く。)」を加える。

第五条第三項の表一の部2の款(4)の項中

十八歳未満人口	段階補正及び密度補正
区立保育所入所	密度補正及び態容補正
児童数	
私立保育所入所	密度補正及び態容補正
児童数	
十八歳未満人口	段階補正、密度補正及び態容補正

を

区立保育所入所	正 密度補正及び態容補正
児童数	
私立保育所入所	密度補正
児童数	

に改め、同部6の款(1)の項中「

密度補正」を削る。

第六条第五項の表経常的経費の部民生費の款社会福祉費の項中「+(密度補正Ⅲ係数-1)」を削り、同項児童福祉費の項中「(密度補正Ⅳ係数-1)」を「(密度補正Ⅳ係数-1)+(態容補正Ⅰ係数-1)+(態容補正Ⅱ係数-1)」とし、「密度補正Ⅲ係数+(密度補正Ⅲ係数-1)」を「密度補正Ⅲ係数」に改め、同部土木費の款建築公費の項中「×密度補正Ⅰ係数+(密度補正Ⅱ係数-1)」を削り、同部教育費の款その他の教育費の項中「(密度補正係数-1)+(態容補正Ⅰ係数-1)」を「(密度補正Ⅰ係数-1)+(密度補正Ⅱ係数-1)+(態容補正Ⅰ係数-1)+(態容補正Ⅱ係数-1)」に改め、同表投資的経費の部教育費の款その他の教育費の項中「(態容補正係数)」を「(態容補正Ⅰ係数+(態容補正Ⅱ係数-1))」に改める。

第七条の表一の部1の款(1)の項中「〇・九〇六」を「〇・九〇四」に、「〇・九五三」を「〇・九四八」に、「一・〇五五」を「一・〇六一」に、「八・二八三」を「九・三〇四」に改め、同款(2)の項中「〇・四九七」を「〇・五〇二」に、「一・一一八」を「一・一三〇」に改め、同表一の部1の款(1)の項中「六四・九三七」を「六四・八六七」に、「三五・六九二」を「三五・六五〇」に改める。

附則第二項中「[1.014747]」を「[1.01855165]」に改める。

別表第一経常的経費の部議会総務費の項中「[0.517]」を「[0.509]」とし、「[0.483]」を「[0.491]」に改め、同部民生費の款社会福祉費の項中「[0.927]」を「[0.932]」とし、「[0.073]」を「[0.068]」に改め、同部老人福祉費の項中「[0.953]」を「[0.945]」とし、「[0.047]」を「[0.055]」に改め、同部生活保護費の項中「[0.934]」を「[0.933]」とし、「[0.066]」を「[0.067]」に改め、同項児童福祉費の項中「[0.864]」を「[0.850]」とし、「[0.136]」を「[0.150]」に改め、

同款国民健康保険事業助成費の項中「0.948」や「0.954」ひ「0.052」や「0.046」ひ改め、同款後期高齢者医療制度事業助成費の項中「0.977」や「0.976」ひ「0.023」や「0.024」に改め、同部衛生費の項中「0.804」や「0.805」ひ「0.196」や「0.195」ひ改め、同部清掃費の款清掃総務費の項中「0.588」や「0.627」ひ「0.412」や「0.373」ひ改め、同款処理処分費の項中「0.922」や「0.926」ひ「0.078」や「0.074」ひ改め、同部経済労働費の款生活経済費の項中「0.253」や「0.320」ひ「0.747」や「0.680」ひ改め、同款産業経済費の項中「0.793」や「0.791」ひ「0.207」や「0.209」ひ改め、同部土木費の款建築公害費の項中「0.659」や「0.628」ひ「0.341」や「0.372」ひ改め、同款都市整備費の項中「0.780」や「0.782」ひ「0.220」や「0.218」ひ改め、同款道路橋りょう費の項中「0.121」や「0.044」ひ「0.879」や「0.956」ひ改め、同款公園費の項中「0.585」や「0.572」ひ「0.415」や「0.428」ひ改め、同款教育費の項中「0.555」や「0.556」ひ「0.445」や「0.444」ひ「0.723」や「0.719」ひ「0.277」や「0.281」ひ改め、同表投資的経費の部教育費の項中「0.637」や「0.636」ひ「0.363」や「0.364」ひ改め。

別表第二経費的経費の部民生費の款社会福祉費の項中「1.281」や「1.166」ひ「0.882」や「0.805」ひ改め、「及び前3年度目の年度」や「且」ひ「それぞれの」や「当該年度の事前」ひ改め、「を合算し、2で除して得た数（1未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）」や「且」ひ「東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則」や「難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が指定した指定難病又は東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則」ひ「別表第一」や「別表第三及び別表第五」ひ改め。

補正IIの算式

$$\frac{B}{A} \times 0.008 + 0.999$$

（ $\frac{B}{A}$ に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式の符号

A 測定単位の数値  
B 当該年度の4月1日現在における当該特別区の区域内に住所を有する国民年金法（昭和34年法律第141号）第7条第1項第1号に定める被保険者数（同法附則第5条第1項に定める被保険者数を含む。）

を「補正III」や「補正II」ひ「4.796」や「4.578」ひ改め、同款老人福祉費の項中「0.878」や「0.872」ひ「0.091」や「0.097」ひ「19.636」や「18.631」ひ「0.956」や「0.958」ひ改め、同款生活保護費の項中「1.337」や「1.309」ひ「0.334」や「0.309」ひ「8.594」や「9.145」ひ「0.441」や「0.431」ひ「0.617」や「0.602」ひ「0.153」や「0.155」ひ「0.066」や「0.067」ひ改め、同款児童福祉費の項中「0.602」や「0.628」ひ「0.377」や「0.351」ひ「0.127」や「0.106」ひ「0.899」や「0.916」ひ「3.009」や「2.348」ひ「0.880」や「0.899」ひ「 $\frac{B}{A} \times 0.675 + 0.980$ 」や「 $\frac{B}{A} \times 0.531 + 0.984$ 」ひ「 $\frac{B}{A} \times 0.956 + 0.675$ 」や「 $\frac{B}{A} \times 0.926 + 0.685$ 」ひ「19.788」や「17.735」ひ「0.802」や「0.823」ひ「における区立保育所」や「における区立保育所（認定こども園を除く。）」ひ「0.855」や「0.286」ひ「0.709」や「0.903」ひ改め、同部衛生費の項中「1.073」や「1.008」ひ「0.945」や「0.948」ひ改め、同部土木費の款建築公営費の項中「1.576」や「1.732」ひ「0.679」や「0.647」ひ改め、同部教育費の款小学校教育費の項中「1.620」や「1.652」ひ「0.702」や「0.696」ひ改め、同款中学校費の項中「2.613」や「2.669」ひ「0.525」や「0.516」ひ改め、同款その他の教育費の項補正係数及び補正係数の算式等の欄を次のように改める。

補正Iの算式

$$\frac{B \times 20.10}{A} + 0.885$$

（B×20.10に小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式の符号





区立保

算式

2歳のもの数

E 当該年度の4月1日現在における区立認定こども園に在籍する3号認定子どものうち零歳のもの数

補正IIの算式  

$$\frac{B \times 84,770 + C \times 119,570 + D \times 239,990 + E \times 483,920 + F \times 468,820}{A \times 135,520} + 1$$

算式の符号

A 測定単位の数値

B 当該年度の4月1日現在における当該特別区の区域内の認定こども園(区立認定こども園を除く。以下「私立認定こども園」という。)に在籍する2号認定子どものうち4歳以上のもの数

C 当該年度の4月1日現在における私立認定こども園に在籍する2号認定子どものうち3歳のもの数

D 当該年度の4月1日現在における私立認定こども園に在籍する3号認定子どものうち1歳及び2歳のもの数

E 当該年度の4月1日現在における私立認定こども園に在籍する3号認定子どものうち零歳のもの数

F 当該年度の4月1日現在における私立認定こども園に在籍する2号認定子ども及び3号認定子どももの数

育所入所児童数	$\frac{B \times 9,363,436}{A \times 1,185,880} + 1$ 算式の符号	A 測定単位の数値	B 当該年度の4月1日現在において零歳児保育を実施している区立保育所(認定こども園を除く。)の数
別表第三経常的経費の部民生費の款国民健康保険事業助成費の項中「2,7357」や「2,5565」に於て「1,7357」や「1,5565」に於て「0,1011」や「0,1118」に於て「0,9257」や「0,9070」に於て「29,444」や「31,887」に於て「0,2372」や「0,2493」に於て「0,9162」や「0,9155」に於て「回款後期高齢者医療制度事業助成費の項中「0,0728」や「0,0771」に於て「0,9559」や「0,9513」に於て「0,0589」や「0,0627」に於て「回部衛生費の項中「40,957」や「42,707」に於て「51,9074」や「8,297,500」に於て「8,570」や「8,810」に於て「回部清掃費の款収集作業費の項中「4,944」や「5,086」に於て「回款収集車回費の項中「1,437」や「1,459」に於て「回款処理処分費の項中「2,704」や「2,691」に於て「回部経済労働費の款生活経済費の項中「51,526,290」や「51,278,430」に於て「354」や「395」に於て「回款産業経済費の項中「18,491,717」や「18,919,043」に於て「57,478」や「57,987」に於て「168,795」や「174,408」に於て「平成20年」や「平成25年」に於て「回部土木費の款建築公営費の項中「1,845」や「1,838」に於て「2,792」や「2,630」に於て「回款道路橋りょう費の項中「7,856,788」や「7,853,038」に於て「9,815,958」や「9,795,148」に於て「11,813,148」や「11,743,088」に於て「127」や「115」に於て「回款雑費の款小学校費の項中「0,0504」や「0,0616」に於て「0,1960」や「0,1973」に於て「0,2467」や「0,2242」に於て「0,5069」や「0,5169」に於て「当該年度の5月1日現在における学校基本調査の結果による区立小学校」や「当該年度の5月1日現在における学校基本調査の結果による区立小学校の前期課程」に於て「58,083,546」や「58,941,978」に於て「70,586,057」や「72,004,865」に於て「85,809,989」や「91,604,331」に於て「当該年度の前年度の5月1日現在における学校基本調査の結果による区立小学校」や「当該年度の前年度の5月1日現在における学校基本調査の結果による区立小学校及び			

<p>義務教育学校」及び「当該年度の前前年度の5月1日現在における学校基本調査の結果による区立小学校の学校数」や「当該年度の前前年度の5月1日現在における学校基本調査の結果による区立小学校及び義務教育学校の学校数(ただし、在学児童を有しない学校を除く。)」及び「当該年度の前前年度の5月1日現在における学校基本調査の結果による区立小学校」や「当該年度の前前年度の5月1日現在における学校基本調査の結果による区立小学校及び義務教育学校」及び「当該年度の前前年度の5月1日現在における学校基本調査の結果による区立の中学校、義務教育学校」及び「当該年度の前前年度の5月1日現在における学校基本調査の結果による区立の中学校、義務教育学校」及び「当該年度の前前年度の5月1日現在における学校基本調査の結果による区立の中学校及び中等教育学校の学校数(ただし、在学生徒を有しない学校を除く。)」及び「当該年度の前前年度の5月1日現在における学校基本調査の結果による区立の中学校」や「当該年度の前前年度の5月1日現在における学校基本調査の結果による区立の中学校、義務教育学校」及び「区立幼稚園」や「区立幼稚園(認定こども園を除く。)」及び</p>	<p>「 人口 補正係数 昼間人口比率が1.25未満の特別区 1.000 昼間人口比率が1.25以上1.75未満の特別区 1.144 昼間人口比率が1.75以上3.00未満の特別区 1.288</p>	<p>「 人口 補正 I の補正係数 昼間人口比率が3.00以上6.00未満の特別区 1.432 昼間人口比率が6.00以上10.00未満の特別区 1.576 昼間人口比率が10.00以上15.00未満の特別区 1.720 昼間人口比率が15.00以上の特別区 1.864</p> <p>補正 II の算式  <math display="block">\frac{B \times 926,220 + C \times 1,294,660}{A \times 5,818} + 1</math> </p> <p>A 測定単位の数値</p>	<p>昼間人口比率が3.00以上6.00未満の特別区 1.000 昼間人口比率が1.25以上1.75未満の特別区 1.140 昼間人口比率が1.75以上3.00未満の特別区 1.279 昼間人口比率が3.00以上6.00未満の特別区 1.419 昼間人口比率が6.00以上10.00未満の特別区 1.558 昼間人口比率が10.00以上15.00未満の特別区 1.698 昼間人口比率が15.00以上の特別区 1.837</p>	<p>や こが、' 回部その他</p>
---	--	--	--	-------------------------

<p>B 当該年度の4月1日現在における区立認定こども園に在籍する支援法第20条第1項の認定に係る支援法第19条第1項第1号に掲げる者(以下「1号認定子ども」という。)のうち4歳以上のものの数</p> <p>C 当該年度の4月1日現在における区立認定こども園に在籍する1号認定子どものうち3歳のものの数</p> <p>補正Ⅲの算式  <math display="block">\frac{B \times 115,060 + C \times 177,260}{A \times 5,818} + 1</math></p> <p>算式の符号</p> <p>A 測定単位の数値</p> <p>B 当該年度の4月1日現在における私立認定こども園に在籍する1号認定子どもうち4歳以上のものの数</p> <p>C 当該年度の4月1日現在における私立認定こども園に在籍する1号認定子どもうち3歳のものの数</p>	<p>景観創出向上」に改め、回教公園費の項中「0.902」を「0.904」に、「0.098」を「0.096」に改め、回教教育費の録小学校費の項中「0.2980」を「0.2849」に、「0.7020」を「0.7151」に、「222,700」を「221,000」に、「40,737,000」を「40,411,000」に、「141,128,000」を「139,999,000」に、「66,352,000」を「68,808,300」に、「15,500」を「15,400」に、「25,700」を「25,500」に、「918,000」を「911,000」に、「160,000」を「165,900」に、「308,002,500」を「305,572,500」に、「226,476,000」を「235,345,500」に、「66,525,000」を「65,975,000」に、「38,250,000」を「39,750,000」に、「8,300,000」を「8,225,000」に、「108,654,962」を「105,426,032」に、「B 知事が算定した小学校」を「B 知事が算定した小学校及び義務教育学校の前期課程の」に、「D 知事が算定した小学校」を「D 知事が算定した小学校及び義務教育学校の前期課程」に、「26,567,800」を「26,191,800」に、「131,664,000」を「130,611,000」に、「55,328,000」を「57,376,200」に、「38,882,000」を「38,571,000」に、「159,451,500」を「158,193,500」に、「117,245,600」を「121,837,300」に、「243,900」を「241,900」に、「53,220,000」を「52,780,000」に、「30,600,000」を「31,800,000」に、「6,640,000」を「6,580,000」に改め、回教中学校費の項中「0.3018」を「0.2488」に、「0.6982」を「0.7512」に、「222,700」を「221,000」に、「52,090,000」を「51,673,000」に、「131,664,000」を「130,611,000」に、「55,328,000」を「57,376,200」に、「15,500」を「15,400」に、「25,700」を「25,500」に、「918,000」を「911,000」に、「160,000」を「165,900」に、「288,483,000」を「286,207,000」に、「212,123,200」を「220,430,600」に、「79,830,000」を「79,170,000」に、「45,900,000」を「47,700,000」に、「9,960,000」を「9,870,000」に、「117,844,156」を「88,423,067」に、「知事が算定した中学校」を「知事が算定した中学校、義務教育学校の後期課程」に、「253,500」を「251,500」に、「111,700」を「116,100」に、「106,960,000」を「106,120,000」に、「44,680,000」を「46,440,000」に改め、回教その他の教育費の項中「0.614」を「0.613」に、「0.386」を「0.387」に改め、回教道路橋のみの費の項中「223」を「216」に、「地中化」を「地中化並びに都市</p>
<p>諸費の項中「8532」を「8435」に改め、同表投資的経費の部議会総務費の項中「1.052」を「1.046」に、「1.022」を「1.020」に改め、同部民生費の款社会福祉費の項中「1.052」を「1.046」に、「1.022」を「1.020」に改め、同款老人福祉費の項中「1.049」を「1.043」に、「1.021」を「1.018」に、「6.502」を「4.922」に改め、回款児童福祉費の項中「1.051」を「1.045」に、「1.022」を「1.019」に改め、同部衛生費の項中「1.052」を「1.046」に、「1.022」を「1.020」に、「525」を「391」に改め、同部清掃費の項中「227」を「225」に改め、同部経済労働費の項中「1.046」を「1.052」に、「1.020」を「1.022」に改め、同部土木費の款都市整備費の項中「309」を「307」に改め、同款道路橋のみの費の項中「223」を「216」に、「地中化」を「地中化並びに都市</p>	<p>景観創出向上」に改め、回教公園費の項中「0.902」を「0.904」に、「0.098」を「0.096」に改め、回教教育費の録小学校費の項中「0.2980」を「0.2849」に、「0.7020」を「0.7151」に、「222,700」を「221,000」に、「40,737,000」を「40,411,000」に、「141,128,000」を「139,999,000」に、「66,352,000」を「68,808,300」に、「15,500」を「15,400」に、「25,700」を「25,500」に、「918,000」を「911,000」に、「160,000」を「165,900」に、「308,002,500」を「305,572,500」に、「226,476,000」を「235,345,500」に、「66,525,000」を「65,975,000」に、「38,250,000」を「39,750,000」に、「8,300,000」を「8,225,000」に、「108,654,962」を「105,426,032」に、「B 知事が算定した小学校」を「B 知事が算定した小学校及び義務教育学校の前期課程の」に、「D 知事が算定した小学校」を「D 知事が算定した小学校及び義務教育学校の前期課程」に、「26,567,800」を「26,191,800」に、「131,664,000」を「130,611,000」に、「55,328,000」を「57,376,200」に、「38,882,000」を「38,571,000」に、「159,451,500」を「158,193,500」に、「117,245,600」を「121,837,300」に、「243,900」を「241,900」に、「53,220,000」を「52,780,000」に、「30,600,000」を「31,800,000」に、「6,640,000」を「6,580,000」に改め、回教中学校費の項中「0.3018」を「0.2488」に、「0.6982」を「0.7512」に、「222,700」を「221,000」に、「52,090,000」を「51,673,000」に、「131,664,000」を「130,611,000」に、「55,328,000」を「57,376,200」に、「15,500」を「15,400」に、「25,700」を「25,500」に、「918,000」を「911,000」に、「160,000」を「165,900」に、「288,483,000」を「286,207,000」に、「212,123,200」を「220,430,600」に、「79,830,000」を「79,170,000」に、「45,900,000」を「47,700,000」に、「9,960,000」を「9,870,000」に、「117,844,156」を「88,423,067」に、「知事が算定した中学校」を「知事が算定した中学校、義務教育学校の後期課程」に、「253,500」を「251,500」に、「111,700」を「116,100」に、「106,960,000」を「106,120,000」に、「44,680,000」を「46,440,000」に改め、回教その他の教育費の項中「0.614」を「0.613」に、「0.386」を「0.387」に改め、回教道路橋のみの費の項中「223」を「216」に、「地中化」を「地中化並びに都市</p>
<p>人口 算式  <math display="block">B \times (542 \times A + 154,258,000) - (542 \times</math></p>	

<p> <math display="block">\frac{A+154,258,000}{219 \times A + 115 \times A \times C - 115 \times A} + 219 \times A \times B \times C - \frac{1,195 \times A + 238,845,500}{219 \times A + 115 \times A \times C - 115 \times A} + 1</math> </p> <p>(B × (542 × A + 154,258,000) 、 219 × A × B × C 及び 115 × A × C に小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)</p> <p>算式の符号</p> <p>A 測定単位の数値</p> <p>B 低地係数(1)</p> <p>C 次に定める昼間人口比率に対応する特別区ごとの率</p> <p>昼間人口比率が1.25未満の特別区 1,000</p> <p>昼間人口比率が1.25以上1.75未満の特別区 1,500</p> <p>昼間人口比率が1.75以上3.00未満の特別区 2,000</p> <p>昼間人口比率が3.00以上6.00未満の特別区 2,500</p> <p>昼間人口比率が6.00以上10.00未満の特別区 3,000</p> <p>昼間人口比率が10.00以上15.00未満の特別区 3,500</p> <p>昼間人口比率が15.00以上の特別区 4,000</p>	<p> <math display="block">217 \times A + 113 \times A \times C - 113 \times A + 1</math> </p> <p>(B × (534 × A + 152,674,000) 、 217 × A × B × C 及び 113 × A × C に小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)</p> <p>算式の符号</p> <p>A 測定単位の数値</p> <p>B 低地係数(1)</p> <p>C 次に定める昼間人口比率に対応する特別区ごとの率</p> <p>昼間人口比率が1.25未満の特別区 1,000</p> <p>昼間人口比率が1.25以上1.75未満の特別区 1,500</p> <p>昼間人口比率が1.75以上3.00未満の特別区 2,000</p> <p>昼間人口比率が3.00以上6.00未満の特別区 2,500</p> <p>昼間人口比率が6.00以上10.00未満の特別区 3,000</p> <p>昼間人口比率が10.00以上15.00未満の特別区 3,500</p> <p>昼間人口比率が15.00以上の特別区 4,000</p>
<p>人口</p> <p>補正 I の算式</p> $\frac{B \times (534 \times A + 152,674,000) - (534 \times A + 152,674,000) + 217 \times A \times B \times C - 1,179 \times A + 235,999,000}{1,179 \times A + 235,999,000}$	<p>補正 II の算式</p> $\frac{A \times 1,854}{(B \times 0.613 + 0.387) \times C \times 185,280 + 1}$ <p>(B × 0.613 に小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)</p>

ひきかへ



算式の符号	
A	測定単位の数値
B	低地係数(1)
C	当該年度の4月1日現在における区立認定子ども園に在籍する1号認定子どもの数

別表第四中「1.0517774711」や「1.072845487」を「1.02389093」や「1.3082197」を「0.91052477」や「0.94573587」を「0.8293139」や「0.3668893」を「2.00087503」を「1.91532153」を「1.4079337」や「1.13646765」を「67.9794173」を「67.979421」を「82.9973316」や「83.53044」を「1.01517」や「0.83061」を「0.5238467」や「1.0381635」を「0.9869378」や「0.9764809」を「0.9659858」を「0.9688675」を「1.037909」や「0.955457」を「1.08809286」を「1.073264」を改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例施行規則の規定は、平成二十八年度の都と特別区及び特別区相互間の財政調整から適用する。ただし、題名の改正規定は、平成二十九年四月一日から施行する。

発行  
東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号  
電話 〇三(五三二二)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価  
本号  
一箇月 三〇円  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所  
勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七  
号  
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001



この紙は、海苔、印刷のすべ  
り、リサイクルです。